

■意見募集（パブリックコメント）を行う事項（太枠部分）

別紙4

第2 地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項

（現行制度からの変更点については、アンダーラインをつけています。）

事項番号	現行制度	新制度 ※2025 年度から適用
1. 制度概要	<p>●中小規模事業所における地球温暖化の対策の推進</p> <p>中小規模事業所（都内において設置されている事業所であって、年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500KL 未満のもの。以下「事業所」という。）を設置する事業者は、地球温暖化対策報告書制度に取り組むことにより、地球温暖化の対策の更なる推進を図るよう努めるものとする。</p> <p>●地球温暖化対策報告書制度の概要と目的</p> <p>各事業所の CO₂ 排出量と地球温暖化対策の状況を「地球温暖化対策報告書」として、東京都に報告する制度。その作成に取り組むことにより、各事業所の CO₂ 排出量の把握、また、地球温暖化対策の継続的な実施を目的とする。</p> <p>●制度の対象者</p> <p>◇義務提出事業者</p> <p>同一事業者が都内に設置している事業所（連鎖化事業を行う者については、その加盟店が設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所を含む。）の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が 3,000KL 以上となった場合、当該事業者は、報告書を作成し、全ての事業所を取りまとめ、知事へ提出する義務を負う。</p> <p>◇任意提出事業者</p> <p>義務提出以外についても、事業所を設置する事業者は、報告書を作成し、知事へ提出することができる。</p>	<p>●中小規模事業所における地球温暖化の対策の推進</p> <p>現行制度と同じ</p> <p>●地球温暖化対策報告書制度の概要と目的</p> <p>各事業所の CO₂ 排出量と地球温暖化対策の状況を「地球温暖化対策報告書」として、東京都に報告する制度。その作成に取り組むことにより、各事業所の CO₂ 排出量の把握、<u>エネルギー使用の削減及び再生可能エネルギーの利用拡大に係る 2030 年度に達成すべき水準に基づく自らが策定した目標の達成</u>、地球温暖化対策の継続的な実施を目的とする。</p> <p>●制度の対象者</p> <p>現行制度と同じ</p>

事項番号	現行制度	新制度 ※2025 年度から適用
2. 目標設定	<p>●目標に関する記載</p> <p>事業所等ごとに、以下の事項について報告書に記載して報告することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出年度の目標値等及び前年度設定した目標に対する達成状況 ・報告書を作成した全ての事業所を合算した CO₂ 排出量の削減及び原単位の改善に関する目標及び達成状況 ・報告書を作成した全ての事業所を合算した再生可能エネルギー等の導入による CO₂ 排出量の削減及び導入事業所数に関する目標及び達成状況 	<p>●都による「2030 年度の達成水準」の設定と事業者による計画策定</p> <p>省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用拡大に関する「2030 年度の達成水準」を都が設定。事業者はその達成水準に基づき、自らの目標と推進計画を策定し、その達成状況を報告する。都は事業者の取組状況を公表する。</p> <p>◇「2030 年度の達成水準」（省エネルギー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度の達成水準は、事業者の取組としてのエネルギー削減率又は事業所の取組としてのエネルギー消費原単位の改善とする。 ・エネルギー削減率は、都内の全事業所のエネルギー消費量の合計値が、「基準年表」に示される 2030 年度に向けた目標削減率以上。なお、基準年度は都が示す「基準年表」から基準とする年度を事業者が選択する。 ・エネルギー消費原単位の改善は、都内の全事業所のエネルギー消費単位が、都が作成する「エネルギー・ベンチマーク」に示される「レジA」以上 <p>なお、対象となる事業者は、全事業所のうちベンチマーク適用事業所が 7 割以上</p> <p>◇「2030 年度の達成水準」（再生可能エネルギー利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度の達成水準は、事業者の取組としての都内の全事業所の利用電力の再エネ電力割合又は、事業所の取組として都内全事業所のうち再エネ電力 100% 事業所の割合とする。 ・事業者の取組は、都内の全事業所の利用電力の再エネ電力割合が 50% 以上 ・事業所の取組は、都内の全事業所のうち、再エネ電力 100% 事業所の割合が 20% 以上 <p>※再生可能エネルギー由来の電力の範囲については、C&T 制度をはじめとする都制度と整合性を確保</p>

事項番号	現行制度	新制度 ※2025 年度から適用
3. 主な報告項目	<p>●事業所等に関して記載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の概要 ・原油換算エネルギー使用量及びCO₂排出量 ・CO₂排出量等の内訳 ・地球温暖化対策の実施状況 ・再生可能エネルギー等の導入実績等 <p>●事業者に関して記載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の氏名等 ・報告する事業所等の全体の状況 ・地球温暖化対策のレベル ・事業者としての取組 ・報告書を作成した全ての事業所を合算したCO₂排出量及び原単位* ・再生可能エネルギー等の導入事業所数及び割合 ・評価結果等 <p>※報告対象年度を除く直近5か年についても、報告を求める。(過去提出分の報告書からの転記等)</p>	<p>●事業所等に関して記載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の概要 ・事業所の建物の築年 ・事業所の省エネルギー改修年度【任意】 ・再生可能エネルギーの利用状況等 ・原油換算エネルギー使用量及びCO₂排出量 ・CO₂排出量等の内訳 ・エネルギー消費量・消費原単位 ・エネルギーベンチマークレンジ【該当所のみ】 ・地球温暖化対策の実施状況 ・事業所における先進的取組等 <p>●事業者に関して記載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の氏名等 ・合計原油換算エネルギー使用量 ・合計エネルギー消費量 ・合計CO₂排出量(実排出係数) ・スコープ別CO₂排出量【任意】 ・再生可能エネルギーの利用状況 ・2030年度に向けた推進計画・取組状況 ・対策等の状況 ・CO₂排出量の削減目標【任意】 ・事業者としての先進的取組等

事項番号	現行制度	新制度 ※2025 年度から適用
4. 事業者による公表	<p>●事業者が公表する事項</p> <p>◇事業所等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の概要 ・CO₂排出量等の内訳 ・地球温暖化対策の実施状況 ・再生可能エネルギー等の導入実績等 <p>◇事業者に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の氏名等 ・報告する事業所等の全体の状況 ・地球温暖化対策のレベル ・事業者としての取組 	<p>●事業者が公表する事項</p> <p>◇事業所等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の概要 ・事業所の建物の築年 ・事業所の省エネエネルギー改修年度 【任意】 ・再生可能エネルギーの利用状況等 ※ ・CO₂排出量等の内訳 ・CO₂排出量原単位 ・エネルギー消費原単位 ・エネルギーベンチマークレンジ 【該当所のみ】 ・再生可能エネルギー（電気）の利用割合 ・事業所における先進的取組事例等 <p>◇事業者に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の氏名等 ・合計CO₂排出量（実排出係数） ・スコープ別CO₂排出量 【任意】 ・再エネ電力利用割合 ※ ・再エネ100%電力使用事業所の割合 ・2030年度に向けた推進計画・取組状況 ・対策等の状況 ・CO₂排出量の削減目標 【任意】 ・事業者としての先進的取組等 <p>※契約内容等が特定されない形式で公表を検討</p>

事項番号	現行制度	新制度 ※2025 年度から適用
4. 知事による公表	<p>●知事が公表する事項</p> <p>◇事業所に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の概要 ・CO₂排出量等の内訳 ・地球温暖化対策の実施状況 ・再生可能エネルギー等の導入実績等 <p>◇事業者に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の氏名等 ・地球温暖化対策のレベル ・事業者としての取組 ・報告書を作成した全ての事業所を合算したCO₂排出量 ・再生可能エネルギー等の導入事業所数及び割合等 ・評価結果 ・上記4の目標（当該目標の記載がある場合に限る。）等 	<p>●知事が公表する事項</p> <p>知事が公表する以下の事項については、オープンデータ化により、制度全体の状況把握について利便性の向上を図る</p> <p>◇事業所に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の概要 ・事業所の建物の築年 ・事業所の省エネルギー改修年度【任意】 ・再生可能エネルギーの利用状況等※ ・CO₂排出量等の内訳 ・CO₂排出量原単位 ・エネルギー消費原単位 ・エネルギーベンチマークレンジ ・再生可能エネルギー（電気）の利用割合 ・事業所における先進的取組等 <p>◇事業者に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の氏名等 ・合計CO₂排出量（実排出係数） ・スコープ別CO₂排出量【任意】 ・再生エネ電力利用割合※ ・再生エネ100%電力使用事業所の割合 ・2030年度に向けた推進計画・取組状況 ・対策等の状況 ・CO₂排出量の削減目標【任意】 ・事業者としての先進的取組等 <p>※契約内容等が特定されない形式で公表を検討</p>

事項番号	現行制度	新制度 ※2025年度から適用															
5. 事業者の評価	<p>●地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者の評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価基準はCO₂排出量削減率及び原単位改善率とし、直近5か年の平均値により算定する。 原単位改善率が1.3%以上を達成した事業者を「地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者」として評価し、公表する。 なかでも、「地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者」のうち、CO₂排出量削減率が1.3%以上を達成した事業者には、以下の表のとおり、ランクを付与する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ランク</th> <th>評価の水準（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者</td> <td>SS</td> <td>排出量削減率が1.3%以上、かつ、原単位改善率が2.6%以上</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者</td> <td>S</td> <td>排出量削減率が1.3%以上、かつ、原単位改善率が1.3%以上2.6%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東京都環境基本計画（2016年3月）における2030年目標を踏まえて設定 ※一定期間で評価の水準については見直しを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量削減率等の算定に際し、再生可能エネルギー等によるCO₂排出量削減実績を報告した場合には、その値を反映することができる。 任意提出事業者を対象に、一定の条件を設け、別途、要綱に基づいた評価の仕組みを導入する。 <p>●再生可能エネルギー等の導入実績が優良な事業者の評価（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書を作成した全ての事業所に占める導入事業所数の割合に応じて評価 <p>※地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者を対象に実施する。</p>	区分	ランク	評価の水準（※）	地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者	SS	排出量削減率が1.3%以上、かつ、原単位改善率が2.6%以上	地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者	S	排出量削減率が1.3%以上、かつ、原単位改善率が1.3%以上2.6%未満	<p>●優良事業者の評価基準（省エネルギー）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年度の達成水準は、エネルギー消費量削減率又は原単位改善率とする。 エネルギー消費量削減率は、都内の全事業所のエネルギー消費量の合計値が、「基準年表」に示される2030年度に向けた目標削減率以上を達成した事業者を優良な事業者とし、公表する。なお、基準年度は都が示す「基準年表」から基準とする年度を事業者が選択する。 原単位改善率は、都内の全事業所のエネルギー消費原単位が、都が作成する「エネルギー・ベンチマーク」に示される「レンジA」以上を達成した事業者を優良な事業者とし、公表する。 優良な事業者は、以下の表のとおり、ランクを付与する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>評価の水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Advanced 2030 Tokyo 賞（仮）</td> <td>2030年度の「達成水準※1」への到達かつ「先進的取組※2」を実施</td> </tr> <tr> <td>2030 Tokyo 賞（仮）</td> <td>2030年度の「達成水準」への到達</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 達成水準は、エネルギー消費量削減率及び原単位改善率のどちらかを達成 ※2: 先進的取組は、省エネに資する先端技術の導入を踏まえて設定（今後検討）</p> <p>●優良事業者の評価基準（再生可能エネルギーの利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年度の達成水準は、都内の全事業所の利用電力の再エネ電力割合とし、事業者全体又は事業所ごとに評価する。 事業者全体の取組は、都内の全事業所の利用電力の再エネ電力割合が50%以上を達成した事業者を優良な事業者とし、公表する。 事業所の取組は、都内の全事業所のうち、再エネ電力100%事業所の割合が20%以上を達成した事業者を優良な事業者とし、公表する。 	ランク	評価の水準	Advanced 2030 Tokyo 賞（仮）	2030年度の「達成水準※1」への到達かつ「先進的取組※2」を実施	2030 Tokyo 賞（仮）	2030年度の「達成水準」への到達
区分	ランク	評価の水準（※）															
地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者	SS	排出量削減率が1.3%以上、かつ、原単位改善率が2.6%以上															
地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者	S	排出量削減率が1.3%以上、かつ、原単位改善率が1.3%以上2.6%未満															
ランク	評価の水準																
Advanced 2030 Tokyo 賞（仮）	2030年度の「達成水準※1」への到達かつ「先進的取組※2」を実施																
2030 Tokyo 賞（仮）	2030年度の「達成水準」への到達																

事項番号	現行制度	新制度 ※2025年度から適用												
5. 事業者の評価		<p>・優良な事業者は、以下の表のとおり、ランクを付与する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th><th>評価の水準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>Advanced</u> <u>2030Tokyo賞(仮)</u></td><td><u>2030年度の「達成水準^{※1}」への到達</u> かつ「先進的取組^{※2}」を実施</td></tr> <tr> <td><u>2030Tokyo賞(仮)</u></td><td><u>2030年度の「達成水準」への到達</u></td></tr> </tbody> </table> <p>※1:達成水準は、事業者全体又は事業所の取組のどちらかを達成</p> <p>※2:先進的取組は、オンサイト・オフサイト(追加性のある)再エネ設備の導入や効率的な再エネ利用に資する設備(デマンドレスポンス設備)、蓄電池設備 等を想定し、オンサイト・オフサイト(追加性のある)再エネ設備の導入を必須とする。</p> <p>●優良事業者の評価基準(CO₂削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに係る評価及び再生可能エネルギー利用状況に係る評価において、評価された結果を基に、以下の表のとおり、ランクを付与する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th><th>評価の水準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>Advanced</u> <u>2030Tokyo賞(仮)</u></td><td><u>省エネ・再エネともにAdvanced</u> <u>2030Tokyo賞</u></td></tr> <tr> <td><u>2030Tokyo賞(仮)</u></td><td><u>省エネ・再エネともに2030Tokyo賞以上</u></td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・任意提出事業者を対象に、一定の条件を設け、別途、要綱に基づいた評価の仕組みを導入する。 	ランク	評価の水準	<u>Advanced</u> <u>2030Tokyo賞(仮)</u>	<u>2030年度の「達成水準^{※1}」への到達</u> かつ「先進的取組 ^{※2} 」を実施	<u>2030Tokyo賞(仮)</u>	<u>2030年度の「達成水準」への到達</u>	ランク	評価の水準	<u>Advanced</u> <u>2030Tokyo賞(仮)</u>	<u>省エネ・再エネともにAdvanced</u> <u>2030Tokyo賞</u>	<u>2030Tokyo賞(仮)</u>	<u>省エネ・再エネともに2030Tokyo賞以上</u>
ランク	評価の水準													
<u>Advanced</u> <u>2030Tokyo賞(仮)</u>	<u>2030年度の「達成水準^{※1}」への到達</u> かつ「先進的取組 ^{※2} 」を実施													
<u>2030Tokyo賞(仮)</u>	<u>2030年度の「達成水準」への到達</u>													
ランク	評価の水準													
<u>Advanced</u> <u>2030Tokyo賞(仮)</u>	<u>省エネ・再エネともにAdvanced</u> <u>2030Tokyo賞</u>													
<u>2030Tokyo賞(仮)</u>	<u>省エネ・再エネともに2030Tokyo賞以上</u>													

事項番号	現行制度	新制度 ※2025 年度から適用
6. カーボンレポート	<p>●カーボンレポートによる中小テナントビルの低炭素化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小テナントビルのオーナーが、東京都に提出した地球温暖化対策報告書の内容に基づいて作成 ・低炭素ベンチマークや温暖化対策の実施状況をカーボンレポートに示すことで、テナント入居者や入居希望者等に保有ビルの省エネ性能をアピールして、入居を促す。 ・都は、提出された地球温暖化対策報告書のCO₂排出実績に基づき30業種のCO₂排出量 (kg-CO₂/m²) について7段階15レンジに区分した指標を作成し、公表 	<p>●カーボンレポートによる事業所対策の見える化と脱炭素化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出（実排出係数）のカーボン・ベンチマーク、エネルギー・ベンチマーク、再生可能エネルギー電気利用レベルの3つの指標を活用し、事業所における対策を更に見える化し、積極的な取組を促す ・都は、提出された地球温暖化対策報告書のCO₂排出実績等に基づき、カーボンベンチマーク（実排出係数による改正版）、エネルギー・ベンチマーク、再エネ電気利用レベルについて、7段階に区分した指標を作成し、公表 <p>※作成する指標の業種区分及びレンジについては今後検討</p> <p>●カーボンレポートの参考情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内事業所全体の2030年度の達成水準に向けた取組状況を把握できるよう、毎年度、業種区分ごとに、CO₂削減、省エネ、再エネ利用の3指標における達成状況を都のホームページ上に掲載し、情報提供することで、着実な取組を後押し <p>※情報内容は、2030年度達成水準レベル以上の事業所数とその割合について公表する方向性で今後検討</p> <p>●3指標における最新実績値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の報告データを、カーボンレポートで使用するCO₂削減、省エネ、再エネ利用の3指標に反映させ、業種区分ごとに最新実績値を都のホームページ上に掲載し、情報提供することで、同業種区分の最新の平均値や最上位値などの実績値を確認可能

事項番号	現行制度	新制度 ※2025 年度から適用
7. モデルビル事業	<p>●低炭素なビルが評価される不動産市場の形成及び普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に省エネに取組む中小テナントビルに対する認定・公表する制度 ・直近の過去 3 年度間連続して地球温暖化対策報告書を提出している中小テナントビルを対象 ・直近の過去 3 年度間連続して地球温暖化対策報告書を提出しており、低炭素ベンチマークA 1 以上で、省エネ対策に積極的に取り組んでいる中小テナントビルを「低炭素モデルビル」として公表 	<p>●優良ビルの取組を後押しするとともに都内中小ビルの脱炭素化を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2050 年ゼロエミッションにつながる積極的な対策を実施している中小ビル認定・公表する制度</u> ・直近の過去 3 年度間連続して地球温暖化対策報告書を提出している中小テナントビルを対象（テナントビル以外にも段階的に拡大を検討） ・カーボンレポートにおける 3 指標 (CO₂削減、省エネ、再エネ) における対策の実施状況※及び再エネ調達に係る設備投資等の実施状況やゼロエミッションに向けた対策の実施状況に積極的に取り組んでいる中小ビルを「脱炭素化モデルビル」として公表 <p>※モデルビルの認定基準等の詳細については今後検討</p>